5　この制度に参加する日本国民は、オーストリアにおける滞在期間中に、雇用契約、未成年者を含む被雇用者の保護及び社会保障に関する全ての関連するオーストリアの規定並びに労働法の分野における全体としての法的規制に従うことを条件として、別個の就労許可を必要とすることなく、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　オーストリア共和国政府は、この制度によりオーストリアに入国した日本国民がオーストリア共和国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　この制度に参加する日本国民は、オーストリア共和国の関係法令の範囲内で、この制度の目的を達成するため講座に参加することができる。

8　オーストリア共和国政府は、公の秩序を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、日本国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

9　オーストリア共和国政府は、日本国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を取り消すことができる。

10　前記の諸措置の全部又は一部の取消し又は終了の後においても、双方が別段の決定を行う場合を除くほか、その停止又は取消しの日に有効なワーキング・ホリデー査証を所持している者又は4に従い既にオーストリアに入国している者は、4にいう許可に従って、オーストリアに入国すること、滞在すること及び就労することが認められる。

連邦ヨーロッパ・統合・外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在オーストリア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年三月三十日にウィーンで

○外務省告示第百四十四号

フィリピン共和国政府は、昭和五十五年十月二十五日にハーグで作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の加入書を平成二十八年三月十六日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、その第三十八条第三項の規定に従い、平成二十八年六月一日にフィリピン共和国について効力を生ずる。

我が国は、同条約の第三十八条第四項の規定に基づき、平成二十八年三月二十九日にフィリピン共和国の加入を受け入れる旨を宣言した。よって、同条約は、その第三十八条第五項の規定に従い、平成二十八年六月一日に我が国とフィリピン共和国との間において効力を生ずる。

平成二十八年四月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、平成二十八年度技能検定実施計画（平成二十八年厚生労働省告示第四十五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年四月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の次に次のように加える。

第三　その他

天災その他やむを得ない事由により都道府県知事が第一に掲げる技能検定の全部若しくは一部を実施することができない場合には、当該都道府県知事は厚生労働大臣に協議して、当該技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、当該技能検定受検申請書の提出期限その他当該技能検定の実施に必要な事項について変更することができる。

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町小河内一三一〇の一、一三一〇の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県一関市花泉町金沢字柴ノ沢二三の四、字馬骨二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴ノ沢二三の四・字馬骨二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市宮守町達曽部五地割三八の一・三八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　島根県出雲市奥宇賀町字後谷一四七二、字宇賀口上一四七三、一四七四の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢区若柳字尿前六〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。